

「法人県民税・法人事業税について（東日本大震災に係る特例）」

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、地方税法の改正が行われました。

法人県民税及び法人事業税に係る改正は以下のとおりです。

法人県民税

・東日本大震災に係る震災損失の繰戻しによる法人税の還付に係る法人税割の繰越控除

法人税における繰戻対象震災損失金額について、法人税額の繰戻還付を受けた場合には、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定について、最長7年間の繰越控除をすることとされた。

繰戻対象震災損失金額

欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産及び固定資産に準じる繰延資産について生じた一定の損失の額をいう。

法人事業税

(1) 東日本大震災に伴う申告納付の期限の延長に係る中間申告納付不要の特例

東日本大震災に伴い、条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより中間申告納付の期限と確定申告納付の期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないこととされた。

(2) 東日本大震災に係る法人の事業税の特例

法人税における繰戻対象震災損失金額について、法人税額の繰戻還付を受けた場合には、当該繰戻対象震災損失金額に相当する金額を損金の額又は個別帰属損金額に算入して最長7年間の繰越控除をすることとされた。